

# 無料法律相談室開設のお知らせ

細心の注意を払っているつもりでも、発生を0にすることは難しいとされている食中毒  
万一発生させてしまったときは損害賠償や見舞金などが重なり、  
最悪の場合は経営困難に至ってしまうこともあります。  
現実に食中毒を起こしてしまった場合、若しくは食中毒を起こしたと疑わしいケースも含め  
て対応する必要があります。

**弁護士を相談員とする無料の法律相談室を開設しました。**

**法律問題にお悩みの方は、ぜひご利用下さい。**

**担当 弁護士 服部 崇博**

- ※ ご相談内容は、下記のお問い合わせフォームにご記入の上、  
FAX または郵送により受け付けます。
- ※ 裁判で係争中の案件については相談する事が出来ません。
- ※ 事案に対する「論点整理」に限定してご相談にお答えいたします。

# 無料 法律相談 お問い合わせフォーム

(本ページをコピーして御利用ください。)

お申込みは下記事項ご記入のうえ、FAX または郵送により受け付けます。

## FAX : 06-6367-5287

郵送先 : 大阪市北区西天満 3-6-22 北大坂屋ビル 406

(有)バンテージ 法律相談室

内容	無料法律相談
会社名 (必須)	
連絡者名 (必須)	
ご連絡先番号(必須)	Tel : FAX :
部署名	
お問合せ内容(必須) (最大 1000 文字)	
E-mail (必須)	
その他 ご要望事項	

### お申込み要領

- ・お申込みの際は、上記お申込書をコピーし、FAX または郵送にてお申込み下さい。
- ・裁判で係争中の案件については相談する事が出来ません。
- ・事案に対する「論点整理」に限定してご相談にお答えいたします。